【よくある質問】

- Q1 今までの納付書と変わって、バラバラなものが送られてきましたが、どうしてですか?
- A1 今までは納税(納付)通知書と納付書がすべてのり付けやホチキス留めなどでつづられていましたが、コンビニ収納用のものは、バーコードが印字され、納期ごとにつづられていない状態で送付されます。納付の際は、納期と納期限をよくお確かめのうえ、間違いがないようにご注意ください。
- Q2 コンビニで納付する際は、手数料がかかりますか?
- A2 納付される人に手数料はかかりません。コンビニの手数料は町が負担します。
- Q3 町外のコンビニでも納付ができますか?
- A3 納付書の裏面に記載されている店舗であれば、納付可能です。
- Q4 コンビニでクレジットカードや電子マネーで納付したいのですが。
- A 4 クレジットカードや電子マネーでのお支払いはできません。バーコードが印字されている納付書をコンビニレジに提出し、現金でお支払いください。
- Q5 バーコードが印字されている納付書は、コンビニ以外では納付できないのですか?
- A 5 これまでどおり、役場窓口や指定金融機関でも納付できます。
- Q6 スマホ収納した場合、アプリのポイントは付きますか?
- A 6 アプリによってポイントの取扱いが異なりますので、詳しくは各アプリのホームページ等をご確認ください。
- Q7 スマホ収納したいが、手元に納付書がありません。
- A 7 納付書を再発行しますので、再発行納付書に印字されたバーコードを読み取って納付してください。納付書の再発行については、各担当課へご連絡ください。
- Q8 バーコードを読み取ることができません。どうしたらよいでしょうか?
- A8 納付書の破損や汚れによりバーコードを読み取ることができない場合があります。 納付書を再発行しますので、各担当課へご連絡ください。なお、納付書にバーコードが 印字されていないものは、コンビニ収納・スマホ収納で取り扱うことができません。

- Q9 口座振替を利用していますが、スマホ収納を利用したい場合はどうすればいいですか?
- A 9 まず、口座振替停止の手続きが必要ですので、各担当課へご連絡ください。停止処理 後に納付書をお送りします。手続きの時期によっては、口座振替の停止が間に合わない 場合もありますので、ご了承ください。
- Q10 スマホ収納で納付手続きが完了しているか確認したいのですが。
- A10 スマホ収納の場合は、領収書が発行されませんので、アプリの支払い履歴等でご確認ください。確認方法については、各アプリのホームページ等をご確認ください。
- Q11 スマホ収納で領収書を発行してほしいのですが。
- A11 スマホ収納の場合は、領収書が発行されませんので、領収書又は軽自動車税種別割 継続検査用納税証明が必要な場合は、スマホ収納以外の方法で納付してください。
- Q12 どのアプリを使用したらいいでしょうか?
- A12 アプリヘチャージして納付するものや登録した口座から引き落とされるものがあります。利用方法をご確認のうえ、ご自分にあったアプリをご利用ください。